

令和元年度第1回岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会議事録

日 時：令和元年7月24日（水）午前10時～午前11時38分

場 所：岡崎市役所東庁舎5F 501号室

出席委員：11人

石川春次（委員長）、伊藤智代（副委員長）、小田昌男、筒井礼子、平松文子、平山香里、福島有里子、八木幸里、内田美香、加藤有悟、柴田伸司

欠席委員：後藤典子

事務局等：6人（こども育成課6人）

傍聴者：1人

1 委員長あいさつ

2 議題

- (1) 放課後子ども総合プランの実施状況について
- (2) 次期放課後子ども総合プランにかかる「量の見込み」について
- (3) 「岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」の一部見直しについて

3 その他

事務連絡

議題1 放課後子ども総合プランの実施状況について

事務局から資料1により説明

<以下、各委員の質問・意見等>

委員：こどもの家の閉館時間が午後6時の所と午後7時の所がある。その違いはどのように決められているのか。

事務局：学区こどもの家の閉館時間について、午後6時と午後7時の差が生じた要因としては、学区こどもの家を30年程前から整備してきた、後から放課後児童クラブである児童育成センターを同じ敷地内に整備している事情から、学区こどもの家の「自由に遊びに来る」という本来の目的から考えると午後6時閉館だったが、時勢の変化により、放課後児童クラブに入れなかった児童の受け皿としての機能を「学区こどもの家の施設を放課後子ども教室として活用する」という考え方により、放課後児童クラブの待機児童が多い学区で午後7時閉館としている。

直近の状況は、児童育成センターの待機や空き状況をみながら、また、新たに児童育成センターを整備することにより、午後7時まで居場所が必要な児童については、基本的に、見守る施設であるこどもの家より、預かり施設である児童育成センターを利用することが望ましいという考え方から、本来の開館時間である午後6時に戻していく流れにある。

委員：わかりました。そうすると、1年生から6年生の児童の中で、低学年の間は心配なので放課後児童クラブに午後7時までの必要に応じて利用される方が多いと思うが、学年が上がっていくと毎日はいらないため、放課後児童クラブに在籍せず、こどもの家の開館時間がもう少し長ければ、そちらを利用したい、という相談を受けることがある。放課後児童クラブ同様の午後7時までではなくても、仕事が終わって午後6時のお迎えがぎりぎり間に合わないという声があると時々聞くので、検討願いたい。

委員長：ありがとうございました。学区により違うということですね。
先ほど、こどもの家で、遅くなると迎えに来てもらうということでの話だったと思いますが、これも何か決まりがある訳ですね。

事務局：それについては、学区ごとではなく、全館一律に、帰宅指導時間を設けており、かばん下校の児童も、自由に遊びに来た児童も同様に帰宅指導時間を過ぎた場合はお迎えで帰宅することになっている。

議題2 次期放課後子ども総合プランにかかる「量の見込み」について

事務局 : この資料2は、タイトルに「次期子ども・子育て支援事業計画案から抜粋」とあるが、先に説明した資料1の表紙にある「おかざきっ子 育ち プラン」が、計画の正式名称は「子ども・子育て支援事業計画」と言い、現在、市の条例により設置されている「子ども・子育て会議」において、次期計画を策定中であることから、その進捗状況を報告する趣旨の議題である。

以降、事務局から資料2により説明

<以下、各委員の質問・意見等>

委員 : 学区こどもの家では、レクリエーション室の室温が35度を超えると使用中止ということで、去年は猛暑のため図書室に多数の児童が集中するという状況だったと思うが、今年もそういった取扱いか。

事務局 : 昨日、梅雨が明けたのではないかという状況で、昨日既に数館から、35度を超えてレクリエーション室の使用を中止した報告が入っている。

委員 : 図書室に入れにくいぐらいの児童が来ると思うが、そういう時はどうするのか。

事務局 : 現状、その中で過ごしていただくしかない。図書室を大きくすることはできない一方、弁当持参で、一日こどもの家ですぐす児童もいる。場合によっては、地域の協力のもと、近くの公民館で、地域のかたも児童の見守りに参加していただき、昼食の時間帯にそこへ移動して弁当を食べるといった所もある。施設を増築するのは難しいので、近隣の公共施設等を活用する方法を検討する必要があると考える。

委員 : 自分の学区は、レクリエーション室は広いが、図書室は狭く、来館児童が全員入ったら座るスペースがないほどである。近隣施設は以前に聞いて利用できないとのことだったが、そういった現状を早急に検討して、児童たちが学校に行く時のような、のびのびとした環境で夏休みを過ごせるように出来たらいいと思う。

委員 : 3年生の子が、学区こどもの家に行って、一杯だったと言って帰ってくるのが度々あり、「もう行かない」などと言っている。学校の体育館や校舎は使えないか。

委員長 : (委員のうち学校関係者を指名)

委員 : 学校の体育館や運動場は、こどもの家と基本的に同じ条件なので、こどもの家が使えない時は学校も同様と考える。その他の学校施設については市長部局と教育委員会で協議のうえ利用の条件を設け、それに従っている。

夏休み期間等、使用している所もある、ということだが、普通教室は、児童の持ち物や教材教具が置いてあることなどから利用が難しい。特別教室も学校として、学習相談、部活動など行っているの、安全な管理運営をその協議書に従って行っている。

委員 : これから子どもが小学校に入学し育成センターを利用したいと思っているが、周囲の保護者から聞くと、3年生から4年生と学年が上がっていくと、児童育成センターを利用できなくなるという話を聞いたが、それは本当か。

事務局 : 現状はそのような学区が多い。学区により民間児童クラブや児童育成センターに空きがある所もあるが、多くの学区で待機児童が発生しており、申込み後に審査の上、利用決定をする必要がある状況である。原則として就労していないと申込みそのものできない。次に就労状況、家族状況などの他、低学年は下校時刻が早い日が多いことや発達段階に応じた保育の必要性を考慮し、学年による加点をして審査しているので、同じ就労状況であっても、学年に差があると利用できないことがある。そのため、3年生くらいになると、利用できない学区もある。

委員 : 兄弟姉妹のうち、下の子は児童育成センターを利用でき、上の子はできないと困る家庭も多いと思うが、兄弟姉妹がいれば一緒に利用できるようなことは考えられないか。

事務局 : 兄弟姉妹を考慮することはしていない。ほとんどの児童育成センターは、学区こどもの家の敷地内や近隣にあるので、いわゆる「かばん下校」という方法で対応していただくか、民間の児童クラブがあれば、そちらにも御相談いただくような案内をしている。

そのため、現在その「量の確保」をするための計画を立て、必要なかたがすべて利用できるように、小学校施設など既存の公共施設の有効活用や、民間児童クラブの誘致などにより、この5年間で少しずつ増やしていく考えである。

委員長 : 学校に空調設備が入ったことについて、(学校関係委員を指名)児童たちの様子はどうか。

委員 : 幸い今年是比较的、涼しかったが、7月の蒸し暑い時期には、エアコンを利用して、快適に過ごしている。ただ、周りが暑い中であっても、児童たちは休み時間になると、すごく外へ出たがっている。各家庭でクーラーのある部屋で過ごしていても、外に遊びに行く時には気持ちを切り替えて遊んだり、それぞれの児童が切り替えを上手にやっていると思う。日常生活の中で、そういう寒暖差というのは、学校ではもちろん注意しますが、家庭の中でも留意しながら、空調を使って生活する場面と、健全に、外などで遊ぶ機会を作っていくのが大事だと思う。

委員 : 昨年度、ある学区の小学生の保護者の意見で、かばん下校のときは宿題をしてはいけないということだったが、その後、平日の宿題は可となったが、こどもの家というのは交流の場なので、他の子のじゃまになるということで、夏休みは宿題をしてはいけないということになった、と聞いた。そのことが気にかかっているが、こどもの家はそれぞれの学区ごとに判断しているということか。

事務局 : 基本的には、学習も、放課後子ども教室の一つのメニューとして、禁止するものではないが、集団活動の場として、宿題の内容について、当然に保障されるというものでもない。ただ、学区により、一日の利用が5～6人の一桁台の所もあれば、大規模な学区だと180人などという利用状況もあるので、現場にいる指導員が児童の安全を考え、また、物がなくなった、落書きされたなどのトラブルが発生したこともあるので、例えば平日はできるが、夏休みは難しいなど、学区の状況に応じた取扱いになっている。

委員 : 資料2の2ページ目に区域ごとの量の見込みがあるが、必要量と供給量というのは、どういう量か教えてほしい。

事務局 : 必要量とは申込人数と、待機児童数を足した、2019年度の実績である。

委員 : 申込みした人全員の人数が必要量で、先ほどの話にあったような、兄弟姉妹で上の子が入れなかった例も含めて、そのうち供給量的人数が利用できた、ということか。

事務局 : 供給量は、利用可能児童数ということで、その人数分、余裕がある。必要量は、利用できず、待機になった児童も含めた人数である。

議題3 「岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」の一部見直しについて

事務局から資料3により説明

<以下、各委員の質問・意見等>

委員： 支援員の確保というのはとても大事なことだと思う。政令市も研修が行えるように研修機会が拡大されたということなので、今後は本市のような中核市でも、この研修ができるように働きかけていくことが必要かと思うがいかがか。

それから、研修を受けるためには、その時間と費用が必要だと思うが、個人で資格を取るの難しいので、支援員として働くことを希望する人に、すぐには難しいかもしれないが、例えば費用が出る場合には市が補填をして受講しやすくするなど、受講機会を増やすような働きかけをしていかないと、人材確保は難しいと思う。

委員： その補足として、新卒で、教員免許を持っている人が支援員として就職したい場合に、放課後児童支援員認定資格を4月の時点ではまだ取得していない者は、支援員と呼べないということになるか。

事務局： 現在、面積基準について、経過措置で令和2年3月31日までは「でなければならない」ものが努力義務とされているのと同様、委員が言われた部分も、令和2年3月31日までは研修を速やかに受講できれば支援員とみなす、という経過措置が設けられている。放課後児童健全育成事業は支援員が必ず一人は従事していることが必要だが、このままでいくと、令和2年4月1日になった時点で、基礎資格だけでは支援員とみなすことができないので、その場合、放課後児童健全育成事業を行っているとは言えなくなる。

その部分は、市でも、基礎資格を持っている人を採用する時に、認定資格を持っている人はまずいなく、全国的にも同様であり、経過措置の期限が近づく中、支援員（補助員）の二人配置や研修を受ける必要があることを必ず守らなければならないという、いわゆる「従うべき基準」として定められていたものが、児童福祉法の改正により「参酌する基準」とされた。ただ、市の基準条例は省令に基づいているため、現在、厚生労働省で、児童福祉法改正に基づく省令改正を進めていることから、省令改正後に、委員が言われた研修について、他市町村の状況もみながら、何らかの措置を検討する必要があると考えている。

委員長　：　最初の方で委員が言われた件についてはどうか。

事務局　：　研修費用は無料であるが、交通費とテキスト代、受講時間や日数がかかることが課題であるとする。

委員　　：　やはり中核市で行うにはハードルが高いですね。わかりました。

その他 事務連絡

今後の会議について

次回の会議予定は11月頃

午前11時38分終了